

鈴鹿医療科学大学動物実験倫理委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鈴鹿医療科学大学動物実験指針（以下「指針」という。）第4項第2号の規定に基づき、鈴鹿医療科学大学動物実験倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）の組織及び運営について定める。

(審議事項)

第2条 倫理委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 指針に係る適正な運用に関する事項
- (2) 動物実験計画の申請に対する審査に関する事項
- (3) 動物実験の実施に係る指導及び助言に関する事項
- (4) 本規程の改廃に関する事項
- (5) その他鈴鹿医療科学大学の動物実験に関する事項

(組織)

第3条 倫理委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長（大学院・研究担当）
- (3) 東洋医学研究所長
- (4) 各研究科長
- (5) 動物実験施設運営委員会委員長

2 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 倫理委員会に委員長を置き、学長がその任に当たる。

2 委員長は、倫理委員会を招集し、その議長となる。

(議事等)

第5条 倫理委員会は、動物実験計画の申請があれば、その申請に応じて委員長が委員を招集して開催する。

2 倫理委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の決定は速やかに大学協議会に報告し、審議・承認を得るものとする。

(委員以外の者の出席)

第6条 倫理委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(動物実験申請書類等の入手)

第7条 委員長は、指針第5項第1号及び本規程第2条第2号に定める動物実験計画の申請に対する審査のため、動物実験を実施しようとする者から、動物実験計画書（様式第1号）を提出

させるものとする。

(審査方法等)

第8条 動物実験の審査は、動物実験計画書に基づき実験の内容及び方法を吟味し、別紙「動物実験の倫理性に関する評価システム」に基づき評価して実施する。

(審査結果の通知)

第9条 委員長は、指針第5項第2号に定めるところにより、倫理委員会の審査結果を動物実験承認書(様式第2号)により動物実験申請者に通知するものとする。

(実験の差し止め)

第10条 実験者が、指針の定めに著しく逸脱した場合及び倫理委員会の審査結果・指示に従わない場合には、委員長は差し止めを指示することができる。

(実験の変更手続き)

第11条 実験者は、委員会が承認した動物実験計画に変更が生じた場合、又は実験終了日を越えて実験を継続する場合は、それぞれ動物実験計画書(変更)又は動物実験計画書(継続)を提出しなければならない。

(実験の終了又は中止時の報告)

第12条 実験者は、動物実験が終了し又は中止した場合には、委員長に動物実験終了(中止)報告をしなければならない。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は大学事務局研究振興課において行う。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、倫理委員会が定める。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て学長が行うこととする。

附則

1. この規程は、平成14年8月26日から施行する。
2. この規程施行後、最初に任命される第3条第1項第1号から第3号までの委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。
3. この規程は、平成20年11月4日に改正し、施行する。
4. この規程は、平成23年3月18日に改正し、平成23年4月1日から施行する。
5. この規程は、平成26年5月20日に改正し、施行する。
6. この規程は、平成27年3月18日に改正し、施行する。